

別表：色彩基準一覧表【景観法第8条第4項第2号関係】

①景観基本軸

マンセル表色系

色彩基準Ⅰ：都電景観軸			
	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の4/5はこの範囲から選択)	OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
		8.5以上	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下
		8.5以上	2以下
	その他	4以上8.5未満	2以下
		8.5以上	1以下
強調色 (外壁各面の1/5以下で使用可能)	OR~4.9YR	-	4以下
	5.0YR~5.0Y		6以下
	その他		2以下
アクセント色 (外壁各面の1/20以下で使用可能)	外壁のアクセントとして用いる色彩については規制を行わないが、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建築物の低中層部で用いることとする。		
屋根色 (勾配屋根)	屋根面の立ち上りを外壁に含めて面積割合を計算する*。		
色彩基準Ⅱ：隅田川景観軸(※東京都景観計画の基準を継承)			
	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の4/5はこの範囲から選択)	OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
		8.5以上	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	4以下
		8.5以上	2以下
	その他	4以上8.5未満	1以下
		8.5以上	
強調色 (外壁各面の1/5以下で使用可能)	OR~4.9YR	-	4以下
	5.0YR~5.0Y		6以下
	その他		2以下
アクセント色 (外壁各面の1/20以下で使用可能)	外壁のアクセントとして用いる色彩については規制を行わないが、その面積は外壁各面の5%以下とし、主に建築物の低中層部で用いることとする。		
屋根色 (勾配屋根)	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下
	その他		2以下
色彩基準Ⅲ：日暮里台地景観軸			
	色相	明度	彩度
外壁基本色 (外壁各面の4/5はこの範囲から選択)	OR~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
		8.5以上	1.5以下
	5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	4以下
		8.5以上	2以下
	その他	4以上8.5未満	1以下
	屋根色 (勾配屋根)	5.0YR~5.0Y	6以下
その他		2以下	

※都電景観軸の屋根色の色彩基準について、適合努力義務は適用除外とする